

## 神戸家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成25年2月15日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）古川行男（委員長），岡田幸二郎，竹内良二，築添史一，中村留美，  
花岡正浩，播磨俊和，真殿美樹，森本純夫，渡辺昭義，渡邊百合  
（敬称略）

（オブザーバー）齊藤学，梅澤美紀，桑村史生，新谷誠，桑島一嘉

（庶務）山田正人，八木章司，岡田道明

### 4 議事

#### (1) 所長挨拶

#### (2) 新任委員の紹介

#### (3) 委員長代理指名の報告

委員長代理として，平成24年10月10日付けで播磨委員が指名された。

#### (4) 「家事調停制度」の説明

ア 調停手続の流れ

イ 家事事件手続法について（申立書の写しの送付，子の意思の把握等）

ウ 家事事件手続法施行に向けた調停運営の課題

#### (5) 模擬調停

#### (6) 意見交換（別紙のとおり）

#### (7) 裁判所からの報告

来庁者アンケート【利用者の声】についての集計結果報告

#### (8) 次回のテーマ

「防災について」

(9) 次回の開催日時

平成25年9月9日(月)午後1時30分

(別紙)

### 意見交換

※ (委員長は●, 委員は○, オブザーバーは△で表示する。)

- 模擬調停を御覧いただき、いかがでしたか。
- 模擬調停の当事者は非常に理性的に対応していました。実際の調停では、子どもをめぐる問題が、紛争の解決を困難なものにしています。調停制度は、国民に広く浸透し、良く理解されており、離婚や財産分与、養育費の問題については、お互い譲り合って、解決しています。家事事件手続法で子の意思の尊重が明文化されましたが、その点についてはなかなか理解されていないのか、子どものことになると譲れないのか、従前の離婚調停に比べても、子どものことは譲れない人が増えてきているように感じます。模擬調停の当事者のように、子の福祉を良く理解していただければ、解決は早いと思います。
- 離婚調停において、子どものことを考えることは非常に大切なことですが、この点について、何か御意見はありますか。
- お互いに子どもを押しつけ合う夫婦も中にはいると思いますが、その場合、どう対応されているのですか。
- 調停制度を利用しようとする方で、お互いに子どもを押しつけ合うような事例はあまりないように感じます。
- △ 子どもが不良化しており、両親のどちらも親権者にはなりたくないというケースがあったと聞いたことはあります。
- 児童相談所は、お互いに子どもを押しつけ合って引き取らない、引き取っても養育できない子どもを預かる施設です。子どもを押しつけ合うような親もいると思います。最近では、ネグレクトで保護するケースも増えています。
- 虐待で保護される子どもの年齢層はどうですか。
- 就学前の子どもが多いです。
- 子の意思の把握について、何か御意見はありますか。
- 最近の家事事件の中では、子どもの問題は解決が非常に困難であると言われ

ています。金銭問題の場合は、ある程度、妥協できますが、子どもは複数人いても、個々の人格を持っています。したがって、子どもをどちらの親と生活させるのか、非常に重要かつ切実な問題であり、お互いに譲り合うことができない問題です。その場合、子どもの意思のとおりに決めたら良いのではないか、という考え方もあります。確かに、大きい子どもであれば、子どもの意思のとおり、決めれば良いのかもしれませんが、しかし、小さい子どもの場合は、そもそも、子どもの意思がどういうものなのか、また、仮に何らかの意思表示ができたとしても、それが子どもの真意なのか、その見極めが非常に難しいです。特に、子どもの意思は監護している親の意向を反映する場合がありますから、その意思が本当に子どもの真意なのか、仮にそれが真意だとしても、それをどのように評価して、親権者あるいは監護者を決めていくのか非常に難しい問題です。

子どもの真意を把握するためには、家庭裁判所調査官が調査を通じて子どもの意向やその背景事情を把握するように努めます。その結果、子どもの真意が分かったところで、子どものために一番良い結論を出すために、子どもの真意に従って判断するのか、それとも、子どもの真意とは違った観点から考える方が良いのか、検討していく必要があります。

- 子どもにとって、母親を必要とする時期があると思います。小学校1年生、2年生くらいまでは、母親が全てだと思います。父親の役割が出てくるのは、小学校3年生、4年生くらいからだと思います。ただ、子どもにとって、母親が必要な時期と父親が必要な時期には個人差がありますので、その見極めが非常に難しいと思います。したがって、小さい子どもに判断を迫ることは難しいと思いますので、ある程度の年齢までは、大人が決めていく必要があると思います。

子どもが自分で解決できないことを背負わなければならないのは、非常に辛いことだと思います。そういうところに課題があるのではないかと思います。

- 現在、自己決定権の尊重のために、申立書の写し等を送付していますが、他

に、自己決定権の尊重の為にこういうことをやった方が良いのではないか等の御意見はありますか。

- 私の年代は、家事紛争はもっとドロドロとしたものでしたので、模擬調停のように、すっきりと解決するものなのかなと思いました。しかし、中堅くらいまでの年代の方の事案を見ていますと、非常にクールに離婚しています。私どもから見ると、もう別れたのかと思うような夫婦もいます。そう考えますと、自己決定権の尊重という言葉も出ましたが、調停で双方が納得して、次のステップに進んで行くのは、社会に対応したやり方かなと思いました。
- 自己決定権の尊重とは、当事者に自己決定するための情報を正しく提供するという意味ですか。
- そうですね。自分自身の問題として考えてもらうために、資料を十分に手元に置いてもらうという意味です。
- 調停の趣旨が、お互いに理解した上で、納得して決めるということだとしたら、原点に立ち返り、自分で決めるための資料を提供し、自分で決めなさいということですね。
- 今後、離婚せずに済む人が多くなるのではないかという期待感を持ちました。つまり、お互いのミスマッチが離婚につながっているのではないか、もし、そうだとすると、当事者が同じ資料を持つことで、お互いのミスマッチを改め、やり直す機会があると思う方が増えてくるのではないかと思います。そうなれば、子どもにとっても良い方向に向かっていくと思います。
- 調査官の調査内容もすべて開示になるのですか。
- 原則的には、裁判官の了解を得た上で、開示になります。ただし、ドメスティックバイオレンスの被害を受けている方の住所など、当事者に見せることが差し支える内容のものについては、開示しません。
- 最近、ドメスティックバイオレンス絡みの事件が多いですが、家庭裁判所調査官の調査において、警察に対し照会するのですか。
- △ 調停を進行するに際して、保護命令が出ていることが記録上明らかな場合は、

裁判所に来てもらう期日や時間を別々にするなどして対応していますので、警察に照会するようなことはあまりないと思います。

- 子どもに虐待を加えているような場合は、どうですか。
- △ 子どもに虐待を加えているような状況であれば、家庭裁判所調査官の調査で、こども家庭センターや警察に状況を確認して把握する場合があります。
- 模擬調停を見ていますと、調停委員は当事者の行動を評価していましたが、調停委員は指導的な役割はしないのですか。
- △ 調停委員は、子の福祉の見地から見た助言や当事者の将来に向けての助言をしています。しかし、最終的な決断をするのは本人なので、指導というよりも、いろいろな意見の内の一つとして、話をしていると思います。
- 相手方に申立書の写しを送付することについて、何か御意見はありますか。
- 申立書は、非常に短いと思います。申立ての趣旨以外の事情は、申立書に記載しては駄目なのですか。複雑な人間関係を反映した調停をするのに、申立書は短いような気がします。
- △ 申立書には最低限必要な事項を記載してもらい、それ以外の事項については、事情説明書に記載してもらいます。ただし、必ず事情説明書に記載しなければならないものではありません。

これは、調停が開始する前から紛争をわざわざ激化させないようにする趣旨です。例えば、申立書に、相手方に対する不満が記載されている場合、申立書の写しを相手方に送付すると、調停が開始する前から紛争を激化させる恐れがあります。したがって、申立書は、最低限の内容を相手方に伝えるための記載内容となっています。
- あえて、定形の書式でそうなっているのですか。
- △ はい。ただ、家事事件手続法は施行されて間もないことから、今後、いろいろな意見が出てきて、修正される可能性もあります。
- 申立書の写しは、あくまでも、調停が開始する前の資料であり、調停を進めていく中で、更に情報を開示していくことになります。

- 申立書の写しを送付しても、相手方が調停に来ない場合はどうなるのですか。
- 調停は、話し合いですので、相手方が来ない場合には、調停はできません。
- 調停で決まった内容を無視することはあるのでしょうか。調停が終了した後で、こじれることはあるのですか。
- △ そのようなケースもあると思います。
- △ 調停で決まった内容が守られていない場合は、履行勧告という手続があります。履行勧告の手続は電話で申し込むことができます。ただ、勧告ですので、それ以上の強制力はありません。当事者の任意の支払、面会交流の実現に向けて、裁判所が事後的な働き掛けを行っています。
- 時間になりましたので、意見交換は以上にさせていただきます。貴重な御意見をいただきありがとうございました。